

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		生活困窮者住居確保給付金に係る不正利得の徴収
根拠法令及び条項		生活困窮者自立支援法第18条
所 管 部 課 係 名		総合福祉部生活支援課自立支援係
処 分 基 準	関 係 条 項	生活困窮者自立支援法第12条
	基 準  (未設定の場合はその理由)	市は、偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	令和4年1月1日設定（令和 年 月 日最終変更）